

上越市建築物等における地域産材取組方針

平成 24 年 4 月 2 日策定

令和 2 年 8 月 31 日一部改正

令和 5 年 9 月 22 日一部改正

令和 7 年 7 月 1 日一部改正

第 1 取組方針の位置づけ

本方針は、「上越市建築物等における地域産材利用推進に関する基本方針」に基づき、市自らが取り組む地域産材利用について、基準、目標(指標)、部局別重点的取組の方針等について取りまとめたものである。

第 2 市の取組み目標(指標)

(1) 公共建築物における地域産材の利用

《木造化の基準》

市が整備する新築・増築又は改築する公共建築物においては、以下に掲げる場合を除き、原則として地域産材による木造化を推進する。

なお、建築基準法等において耐火性能や構造強度の確保等が求められる公共建築物にあっても、木造と非木造の混構造や部材単位の木造化等の技術を検討し、積極的に木造化を推進する。

- ア 木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況を踏まえ、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難であるもの
- イ 施設の性格・目的・立地、耐久性、防犯などの面から、木材の使用が適当でない場合
- ウ 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造の使用が適当でない場合
- エ その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

《取組み目標》

目 標：毎年度の地域産材による木造化施設率=100%

算定式：地域産材による木造化施設率

$$= (\text{地域産材による木造化施設数} / \text{木造化可能施設数}) \times 100$$

〔留意事項〕

- 「木造化可能施設数」は、市が整備する公共建築物において、前述の木造化の基準に該当する木造が可能な建築物数とする。
- 「地域産材による木造化施設」とは、木造建築物であって、使用木材量のうち概ね半分以上の量に地域産材を使用していることをいう。

《内装の木質化の基準》

市が整備する新築・増築、改築又は模様替えする公共建築物において、木造・非木造にかかわらず、関係法令、コスト等の制約がある場合を除き、直接又は間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、可能な限り地域産材による木質化に努める。

(2) 公共土木工事における地域産材の利用

市が発注する公共土木工事において、景観及び周辺等の調和などの面を含め、施工性や炭素固定の面から木材の使用が適当な場合、原則として地域産材の使用に努める。

(3) 備品及び消耗品における地域産材使用製品の導入

市が所管する公共建築物における備品及び消耗品の導入においては、規模・機能・性能・耐久性・防犯・周辺等の調和などの面から、木材の使用が適当でない場合を除き、地域産材をはじめとした木材活用製品の導入に努める。

(4) 木質バイオマス利用における地域産材使用製品の活用

市が所管する公共建築物においては、木質バイオマスの利用を積極的に図ることとし、木質バイオマスの利用にあたっては、地域産材使用製品の活用に努める。

第3 部局別重点的取組の方針

「上越市建築物等における地域産材利用推進に関する基本方針」に基づき、地域産材をはじめとした木材の利用について、各部局は以下について重点的に取組みを進めることとする。

(1) 公共事業分野での木材利用推進

- ◎ 施設の機能や特性、地域性などを勘案し、新築・増築、改築又は模様替えする場合、地域産材を使用した木造化を推進する。《全部局》
- ◎ 施設の機能や特性、地域性などを勘案し、新築・増築、改築又は模様替えする公共建築物において、直接又は間接的に市民の目に触れる機会のある部分を中心に、地域産材を使用した内装等の木質化を推進する。《全部局》
- ◎ 土木工事において、景観及び周辺等の調和、規模、機能、耐久性、防犯などを勘案し、木材の使用が適当な場合、地域産材の活用を推進する。また工事の仮設構造物においても同様に地域産材の活用を推進する。
《農林水産部》《都市整備部》《総合政策部》
- ◎ 備品及び消耗品の調達において、地域産材をはじめとした木材活用製品の導入を推進する。《全部局》

(2) 推進施策の展開

- ◎ 産地や合法性等の証明された木材・木製品の供給体制整備を促進する。
《農林水産部》
- ◎ 木材の調達方法や木造建築コスト等に関する情報収集・提供に努める。
《農林水産部》
- ◎ 地域産材を使用したバイオマスの利用促進を図る。
《環境部》《産業部》《農林水産部》

(3) 民間への普及啓発

- ◎ 製材、加工品、木製品の生産情報を関係団体と連携し、積極的に情報発信する。
《農林水産部》
- ◎ 森林環境学習や木工教室などの取組みを支援し、市民が森林や木材に関して体験できる場づくりに努める。
《農林水産部》

第4 年度別計画について

本方針の目標に基づき、地域産材利用の実績を把握し、以降の計画を検討・作成するものとする。